

○厚生労働省告示第五百二十一号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第二十条第一項第七号（同令第七十二条において準用する場合を含む。）及び薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十六条第七号の規定に基づき、薬事法施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに薬事法施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年九月二十七日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第二号中108を110とし、79から107までを81から109までとし、78を79とし、その次に次のように加える。

80 ヒプロメロース酢酸エステルコハク酸エステル

第二号中77を78とし、20から76までを21から77までとし、19の次に次のように加える。

20 クロスポビドン